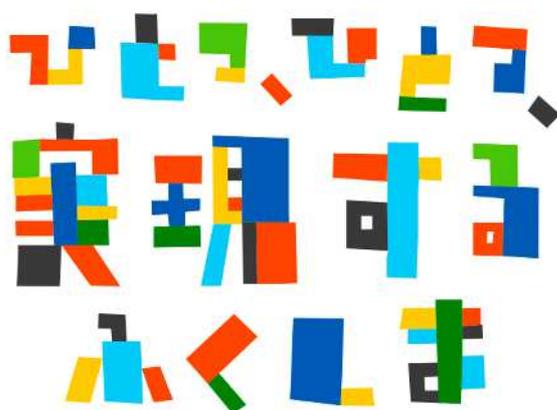


# ふくしまの復興・再生に向けた要請書

【令和7年7月】



福島県町村会  
会長 星 學



# ふくしまの復興・再生に向けた要請

我が国に甚大な被害を生じさせた東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年余が過ぎる。

本県復興の前提となる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉では、計画に沿った ALPS 処理水の海洋放出のほか、本格的な燃料デブリの取出しに向けた試験的取り出しが実施されている。

また、帰還困難区域では、特定帰還居住区域の避難指示解除を目指し、除染・解体工事が進められており、特定復興再生拠点区域の帰還・居住環境の整備を含め、住民帰還に向けた取組が加速しているなど、当県復興は着実に進展している一方、復興のステージは町村ごとに大きく異なり、複雑・多様化する課題に確実に対応するためには、中長期にわたる十分な財源と枠組み、復興を支える制度を確実に確保しなければならない。

については、当県復興を加速させ、震災、原発事故から真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要請する。

## 1. 当県復興の加速化及び復興財源の確実な確保

- (1) 当県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」）、同法に基づく「福島復興再生基本方針」及び「福島復興再生計画」における取組等を推進し、当県復興を加速させること。
- (2) 「第3期復興・創生期間」においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、深刻化・複雑化する課題等に対し、現場の実情に応じてきめ細かく対応するとともに、当県の復興に国が前面に立ち最後まで責任をもって取り組むこと。  
また、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、復興特別会計等による予算措置を継続し、必要となる十分な財源と枠組み、税制特例をはじめとした復興を支える制度を確保すること。
- (3) 当県の復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。
- (4) 当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源（復興特別会計）を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

- (5) 令和8年度以降の普通交付税の算定においては、令和7年国勢調査等の調査結果（人口等）が測定単位となるが、避難地域12市町村では、原子力発電所事故の影響等により、いまだ住民の帰還が進んでいない状況にあるので、令和7年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合、行財政運営に支障をきたすおそれがあることから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

## 2. 福島再生加速化交付金の予算の確保等

- (1) 地域により復興ステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、弾力的な運用を図ること。

また、住民帰還や移住等の、復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して、適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい制度とすること。

- (2) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業について、原子力災害に伴う避難指示により甚大な影響を受けた生活環境の回復・補完が必要であることから、地元の意向を踏まえながら、十分な予算を確保すること。

## 3. 被災者支援総合交付金の予算の確保

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談支援、交流機会の提供、心のケア、子どもから高齢者までの健康回復、避難者に対する情報提供などの様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金について、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

## 4. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組については、安全かつ着実に進めること。

また、福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すこと。

- (2) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう、指導・監督を徹底するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理に取り組むこと。

また、福島第一原子力発電所2号機における燃料デブリの試験的な取り出しに着手されたが、原子炉内部の正確な状況を把握できておらず、現行ロードマップでは燃料デブリの本格的な取り出し方法やその後の一時保管、県外処分のあり方などのプロセスが明確化されていないことから、これらのプロセスを具体化し、精緻なロードマップを作り上げ、廃炉作業を着実に進めること。

(3) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(4) 頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って主要設備を含む発電所全体の施設・整備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう指導・監督を徹底すること。

(5) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど高線量下におけるリスクの高い困難な作業が続くことから、さらなる被ばく対策を講じる必要があるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むこと。

また、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

(6) 東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底すること。

(7) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報を発信し、風評払拭・不安の解消に取り組むよう指導するとともに、国としても積極的に取り組むこと。

## 5. ALPS処理水の海洋放出に関する責任ある対応

(1) 処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

- (2) トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内はもとより、水産物の輸入規制を強化した国外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。
- また、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。
- (3) 処理水の海洋放出による新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見があることから、農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むこと。
- 特に、影響が強く懸念される水産業については、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。
- (4) 風評対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じるとともに、対策を講じて風評被害が発生する場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、国が最後まで責任をもって、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること。
- (5) 処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、さらなる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。
- (6) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。

## 6. 環境回復に向けた取組の推進

- (1) 追加被ばく線量年間1mSv以下の目標の下、線量実態に応じ追加的除染を適宜実施するとともに、必要な経費については国の試算額を超えようとも確実に負担すること。
- (2) 避難指示区域等における農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、営農再開に向けた農業水利施設の管理体制構築などの復興事業について、十分な予算を確保すること。
- また、安全・安心な営農再開に向け、農業用ため池の放射性物質モニタリングを継続するとともに、放射性物質対策や再対策のために十分な予算を確保すること。
- (3) 原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図るうえで欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、事業が完了するまで十分な予算を確保すること。
- また、帰還困難区域の森林作業におけるガイドラインについて、地元の意向も踏まえて早期に策定するとともに、関係者に対する周知を行うこと。
- (4) 除染後の農地や仮置場として利用された農地等については、計画的かつ速やかに原状回復し、返地を行うとともに、仮置場返地後及び除染後の農地において、営農再開に支障をきたす事案が生じた場合は、適切な追加的措置を速やかに講じること。

## 7. 中間貯蔵施設事業及び特定廃棄物埋立処分事業の推進

- (1) 全ての除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すとともに、現場管理を徹底し、住民に不安が生じることがないように、施設を安全・確実かつ適切に運営すること。
- (2) 埋設場所の上に設置された工作物が支障となり、中間貯蔵施設への搬出ができない現場保管の除去土壌について、現場の状況に応じて、搬出・輸送及び原状回復等の方法を柔軟に検討すること。
- (3) 原子力政策を推進してきた国の責任において、除去土壌等の復興再生利用の必要性、安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成に不断の取組を進めるとともに、全省庁が連携し、復興再生利用に向けた実用途の創出を進めること。  
また、除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務であるので、2045年3月までの完了に向け、具体的な方針や工程を速やかに明示し、国民の目に見える形で進捗管理を行い、取組を加速させること。
- (4) 特定廃棄物埋立処分施設及びクリーンセンターふたばにおいて、引き続き、安全・確実な搬入・埋立・管理を行うこと。また、埋立処分事業の円滑な実施には、地元の理解が何よりも重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、丁寧に対応すること。
- (5) 特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了後に県内で新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることがないように、処理方針を速やかに決定すること。

## 8. 風評払拭及び風化防止に向けた取組の推進

- (1) 風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対する正確な情報発信をさらに強化するとともに、農林水産物をはじめとした県産品の販路の回復・拡大や情報発信などの取組を市町村等が継続して取り組めるよう、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 農林水産物のモニタリングや産地の信頼性を獲得するGAP認証取得推進、県産農林水産物の魅力発信など、生産から流通・販売に至る総合的な対策を実施する「福島県農林水産業復興創生事業」に必要な予算を十分確保すること。  
また、流通実態調査を継続し、調査結果に基づいた流通関係者への指導・助言、その他の必要な措置を講じるとともに、原子力災害により立ち遅れている「福島ならではの」のブランド力の確立・強化に十分な予算を確保すること。
- (3) 食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得やHACCPと放射性物質の情報管理を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、当県では生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むこと。

- (4) 教育旅行や当県浜通り地域への観光客入込数は依然として震災前の水準まで回復していないほか、また、当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して、これまでの風評払拭の取組に加えて、ALPS処理水の処分や燃料デブリの取り出し等による新たな風評への懸念を踏まえたコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、福島ならではの観光誘客の取組等に必要予算を確保すること。
- (5) 福島特措法に基づき、当県農林水産物等の輸入規制の撤廃に向けた働き掛けなど、必要な措置を講じるとともに、輸出可能となった国・地域への輸出促進や外国人観光客の誘致等をさらに強化すること。
- (6) 福島特措法に基づき、農林水産業や観光業等の事業者が取り組む風評対策に係る税制特例措置について、県内全域を対象として適用期間を延長すること。
- (7) 我が国の食品等の基準値や出荷制限等について、これまでに蓄積されたデータや知見に基づく科学的な観点から、消費者保護を大前提としつつ、規制の妥当性を検証し、その結果を踏まえて見直し等必要な対策を行うこと
- (8) 全国の子童生徒及び国民が放射線等に係る知識を正しく持ち、当県の現状を理解できるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うとともに、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

## 9. 健康管理対策の強化

- (1) 被災者への心のケアは長期的な取組の継続が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）について、十分な予算を確保すること。  
また、避難の有無にかかわらず原子力災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に必要な予算を確保すること。
- (2) 原子力災害に伴う県民の健康被害防止への取組に万全の措置を講じること。特に、将来を担う子供たちの健康管理に万全を期すこと。
- (3) いまだ根強い風評や子育て現場に残る不安など、当県の特殊な現状を踏まえ、切れ目なく安心して子育てしやすい環境整備を継続できるよう、当県で実施している18歳以下の子どもの医療費無料化などについて、長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。また、子どもへの医療費助成（地方単独事業）に対する国保の国庫負担金等の減額調整措置については廃止されたが、重度心身障害者やひとり親家庭等に対する減額調整措置も廃止すること。
- (4) 原子力災害被災者に対する幅広い支援、居住・避難・帰還を選択する権利の尊重、子ども（胎児を含む。）の健康被害への未然防止等、子ども・被災者支援法に基づき、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を着実に推進すること。

## 10. 被災者に係る医療費一部負担金等に対する支援制度の継続等

- (1) 医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、順次見直しが開始されているが、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するとともに、今後、見直しについて検討される帰還困難区域又は特定帰還居住区域に居住していた住民の保険料等の減免や、市町村の保険事務等の支援について、引き続き、市町村の意向を踏まえた対応を行うこと。
- (2) 避難地域の市町村では、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びは依然高止まりしており、介護保険財政が悪化していることから、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設など、国による財政支援措置を講じること。

## 11. 避難地域の復興・再生に向けた取組の推進

- (1) 原子力災害における国の責務として、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題に対応し、避難地域12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組を支援すること。
- (2) 特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた特定復興再生拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。
- (3) 特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえ、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。
- (4) 特定帰還居住区域において、災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げとなることがないように、事業実施前に除染を行うなど国が責任をもって必要な措置を講じること。
- (5) 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示を解除し、国が責任をもって復興させること。
- (6) 帰還希望者の半数以上が営農を希望している実情を踏まえ、特定帰還居住区域外の農地についても区域に含めるとともに、営農に必要な施設も併せて面的に除染を行うなど、市町村や農家の意向に応じて、柔軟に対応すること。
- (7) 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域住民の帰還意欲の向上を図るため、住宅に関する被災者生活再建支援金制度の弾力的な運用など、特定復興再生拠点区域外の住民を対象とした生活支援策を講じること。

- (8) 双葉地方の中核的病院をはじめ医療機関の再開・新規開業等の支援及び医療人材確保、専門医療（人工透析や小児科等の特定の診療科等）の確保など、避難地域の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。
- (9) 避難指示が解除された地域では、帰還者における高齢者の割合が高く、また、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスの提供が難しい状況にあることから、介護職員等人材の養成・確保及び定着促進、介護保険施設や訪問介護事業所等に対する運営費支援等について、十分な予算を確保すること。また、深刻な介護人材不足のため福祉施設の再開新設が厳しい状況にあることから、介護人材の確保に向けた支援を講じること。
- (10) 帰還促進や生活の利便性の向上を図るため、地域公共交通確保維持事業について、中長期的に十分な予算を確保すること。
- (11) 子供たちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力ある教育プログラムを開発するための経費について、継続的に予算を確保すること。
- (12) 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについては、町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- (13) 避難地域の着実な復興には、専門性の高い大学など高等教育機関を誘致し、多くの人材を育成することが必要であることから、教育環境の整備・充実を図ること。
- (14) 避難指示が解除された市町村への移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に向けた予算を十分確保するとともに、魅力あるまちづくりへの支援を行うこと。
- (15) 令和8年3月31日まで実施される旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を帰還できるまで延長すること。

## 12. 産業・生業（なりわい）の再生に向けた取組の推進

- (1) 避難地域12市町村における商工業、農林水産業等の事業・生業の再建に向け、引き続き、国が主体的に関与し、(公社)福島相双復興推進機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。また、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること。

また、補助金を活用し導入した施設・設備の処分制限が事業転換を図ろうとする事業者の前向きな取組の妨げとなっているほか、廃業時にも処分制限が円滑な廃業を妨げているケースもあることから、被災事業者の実態に即した柔軟な運用を図ること。
- (3) 原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、風評払拭事業等の原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用されていることから、実施期間の延長を図ること。
- (4) 事業復興型雇用確保事業については、被災求職者の生活の安定と当県産業の復興を推進するために必要な事業であることから、実施期間の延長を図ること。

- (5) 避難地域への住民帰還や産業立地を促進させるため、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」について、十分な予算を確保するとともに、市町村の意見を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用を行うこと。また、長期にわたる原子力災害や度重なる災害の影響により、分譲再開が遅れている浜通りの産業団地に対する支援策を講じること。
- (6) 避難地域の農業の復興・創生は、営農再開と競争力のある産地化に向けた取組をハードとソフト両面から一体的に推進する必要があることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び福島県高付加価値産地展開支援事業）について、避難地域の営農再開の状況に応じてきめ細やかに支援できるよう、十分な予算を確保するとともに、制度運用の改善を行うこと。
- (7) 令和3年4月より本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出した当県水産業の復興に向け、水産業に関わる事業者が安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。
- (8) 当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び「福島新エネ社会構想」を実現するため、再生可能エネルギー導入拡大と地産地消に向けて、継続的に支援策を講じるとともに、予算を継続的に確保すること。

### 13. 福島イノベーション・コースト構想のさらなる推進

- (1) 浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指す国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想の実現に必要な体制や財源などを十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、産業の集積や人材の育成、交流人口の拡大を図り、本構想を推進するとともに、本構想により生み出される成果を県内のみならず、我が国全体へ波及させること。  
また、本構想のさらなる発展に向け、改定された「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組をフォローアップし、本構想の一層の推進を図ること。
- (2) 「東日本大震災・原子力災害伝承館」は、当県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その唯一無二の役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。
- (3) 福島イノベ構想をさらに推進するため、福島国際研究教育機構（以下、「F－REI」）については、世界に冠たる創造的復興の中核拠点として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や産業の集積、人材育成等の機能を最大限に発揮できるよう、中長期的な枠組みで十分な予算を別枠で確保するとともに、F－REIが長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。  
また、F－REIの取組について、国内外へ向けた情報発信や広報活動を積極的に行うこと。
- (4) F－REIの施設整備については、立地地域のみならず浜通り地域等全体の一体的、総合的な復興に資する拠点となるよう、施設基本計画を踏まえ、地元と連携の上、可能な限りの前倒しに努めるとともに、実証・実装フィールドの整備に取り組む際には最先端技術の活用や規制緩和等を進めること。

また、国際研究産業都市の形成に向け、研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が責任をもって取り組むとともに、県・市町村等が行う生活環境等の充実に必要な予算を十分確保し、全面的に支援すること。

#### 14. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

(1) 中間指針第五次追補決定等を踏まえた追加賠償について、被害者が請求の機会を失うことがないように、賠償請求未了者の現況把握や分析等を踏まえた効果的な周知や請求支援を行わせるとともに、被災者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底させること。

また、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行わせるとともに、原子力損害賠償紛争審査会は、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、後続訴訟における確定判決の調査・分析等を通して当県の現状を把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。

(2) 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、原子力災害との因果関係の確認にあたり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な方法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応させること。

また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行わせること。

(3) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについては、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行わせること。さらに、農林水産業に係る営業損害については、県産農林水産物の価格が依然として全国平均より低い傾向にあるなどの福島県産農産物等流通実態調査の結果や農業産出額の回復が遅れている状況を踏まえ、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き、生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続すること。

(4) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」については、積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速な賠償を行うよう強く指導すること。

(5) 地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償させること。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

また、原発事故対応に要する職員人件費や原発事故によって生じた目的税の減収分については、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応し、確実かつ迅速に賠償させること。

(6) 公共財物の賠償については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償させるとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

(7) ALPS処理水の海洋放出について万全な対策を講じてはなお、風評被害が発生する場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう東京電力に対し指導するとともに、国が最後まで責任をもって対応すること。

## 15. 避難地域の防犯・防災体制の強化

- (1) 避難指示の解除等による住民の帰還や移住が進む一方、帰還困難区域を含む被災地域における犯罪や交通事故が増加傾向にあることから、警察活動の強化に必要な予算を確保すること。また、避難指示解除区域等の消防・救急体制は、今なお十分な体制が整っていない状況にあることから、住民の安全・安心を確保するため、消防・救急体制の維持・強化に対する財政支援を講じること。
- (2) 避難地域では、住民の安全・安心の確保に向け、それぞれの地域の実情に応じた新たな地域防災体制を確立する必要があることから、消防防災施設（設備）災害復旧補助金について、地域の特殊性を十分考慮したうえで、地域ごとに必要な復旧・復興事業が行えるよう、事業が完了するまで必要な財政措置を講じるとともに、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付金の対象とするなど、十分な財政措置を講じること。  
また、消防団が再編されるまでの間、地域全体で消防防災体制が確保されるよう、消防団の広域連携に要する経費等について財政措置を講じること。
- (3) 帰還困難区域で火災等が発生した場合、大規模化することが懸念され、県内外の消防本部に応援を求める必要が生じることから、訓練活動を含め、避難地域での消防活動に対する財政支援として原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、十分な予算を確保すること。

## 16. 野生きのこ等の出荷制限の解除

中山間地域の町村にとって野生きのこ・山菜は貴重な観光等資源であることから、野生きのこ・山菜類において、非破壊検査機器による出荷品目を増やすとともに、非破壊検査機器による検査結果を出荷制限解除に向けたデータとして活用するなど制度の改正も含め技術的な検証を継続すること。

## 17. 鳥獣被害防止対策の強化

イノシシやニホンザル等野生鳥獣による農作物被害を防止するため、避難地域12市町村をはじめ、県内町村が実施する侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を十分に確保するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金については、農作物の栽培期間に適切な対策が実施できるよう柔軟な運用を行うこと。

また、帰還困難区域に生息している野生鳥獣が特定復興再生拠点区域等に出没し、復興や住民帰還を妨げることをしないよう、引き続き、最大限の捕獲に取り組むこと。

## 18. 社会インフラ等の整備促進

- (1) 常磐自動車道「広野IC～山元IC間」の4車線化として事業化された「広野IC～ならばSIC間」、「浪江IC～南相馬IC間の一部区間」、「相馬IC～新地IC間」及び「山元南スマートIC～山元IC間」の早期完成を図るとともに、残る区間の早期事業化を図ること。  
また、(仮称)小高スマートICについて、早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め支援すること。

(2) 常磐自動車道にガソリンスタンドが設置されているサービスエリアは県内には南相馬鹿島SAのみであることから、利用者が安心して走行できるよう、広野IC～浪江IC間にガソリンスタンドを具備したサービスエリア等を整備し、利用者の安全・安心の確保と利便性向上を図ること。

また、ならばPA～南相馬鹿島SA間約50kmが休憩施設空白区間となっており、適切な休憩機会の提供が求められていることから、当該区間内に休憩施設を整備し、利用者の安全・安心の確保と利便性向上を図ること。

(3) 震災・原発事故発生時には、避難車両により狭隘な国道等が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障を来したところであり、安全で信頼性の高い新たな地域高規格道路の整備は、緊急時の命を守る道（避難、救命救急、防災、災害復旧等）の確保としても重要なものであることから、「(仮称)あぶくま横断道路」を早期に調査路線に位置付け、整備促進を図ること。

(4) 当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が不可欠であることから、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業など、必要となる予算を確保し、事業を着実に推進すること。

(5) 県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）の予算を十分確保すること。特に、資材価格や労務単価等が上昇している状況においても、必要な事業規模を確保すること。

## 19. 復興祈念公園の整備促進等

復興祈念公園の中核となる国営追悼・祈念施設について、令和7年度の供用に向け当県と連携して整備を進めるとともに、供用後の利活用促進を図ること。

## 20. 被災自治体に対する人的支援の継続

原子力災害の持つ特殊性により被災町村は長期にわたる人員の確保が不可欠であることから、中長期的な職員派遣など職員確保に対する支援を充実させること。

また、派遣職員の受入経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、長期にわたらざるをえない当県の復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。